令和5年3月

令 和 4 年 に お け る 生活経済事犯の検挙状況等について

> 警察庁生活安全局 生活経済対策管理官

生活経済事犯とは、警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさ どる事犯をいう。類型は以下を参照。

なお、図表中の割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため総計が必ずしも100.0 にならない場合がある。

- 1 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯
- (1) 利殖勧誘事犯

出資法(※1)違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講防止法(※2)違反、預託法(※3) 違反等に係る事犯(捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。)

(2) 特定商取引等事犯

特定商取引法(※4)違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯(※5)

- ア 訪問販売事犯
- イ 通信販売事犯
- ウ 電話勧誘販売事犯
- 工 連鎖販売取引事犯
- 才 特定継続的役務提供事犯
- 力 業務提供誘引販売取引事犯
- キ 訪問購入事犯

(3) ヤミ金融事犯

ア 無登録・高金利事犯

貸金業法違反 (無登録営業)、出資法違反 (高金利等) に係る事犯

イ ヤミ金融関連事犯

貸金業に関連した詐欺、犯罪収益移転防止法(※6)違反、携帯電話不正利用防止法(※7) 違反等に係る事犯

- 2 国民の健康や環境に対する事犯
- (1) 環境事犯
 - ア 廃棄物事犯

廃棄物処理法(※8)違反に係る事犯

イ 動物・鳥獣関係事犯

動物愛護管理法(※9) 違反、鳥獣保護管理法(※10) 違反等に係る事犯

ウ その他の環境事犯

森林法違反、建設リサイクル法(※11)違反、水質汚濁防止法違反等に係る事犯

(2) 保健衛生事犯

ア 薬事関係事犯

医薬品医療機器等法(※12)違反(指定薬物事犯を除く。)、毒劇法(※13)違反(シンナー事 犯を除く。)、薬剤師法違反等に係る事犯

イ 医事関係事犯

医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯

ウ 公衆衛生関係事犯

食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

3 知的財産権侵害事犯

(1) 商標権侵害事犯

商標法違反に係る事犯(偽ブランド事犯等)

(2) 著作権侵害事犯

著作権法違反に係る事犯 (海賊版事犯等)

(3) 営業秘密侵害事犯

不正競争防止法第21条第1項及び第3項に該当する事犯

(4) その他の知的財産権侵害事犯

(1)~(3)以外の知的財産権侵害事犯(不正競争防止法違反(営業秘密侵害事犯に該当するものを除く。)、特許法違反等)

4 その他の事犯

上記事犯以外の生活経済事犯(宅地建物取引業法違反等の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、 漁業法違反等の密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反に係る事犯等)

- ※1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
- ※2 無限連鎖講の防止に関する法律
- ※3 預託等取引に関する法律
- ※4 特定商取引に関する法律
- ※5 訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法に係る事犯
- ※6 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ※7 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
- ※8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ※9 動物の愛護及び管理に関する法律
- ※10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ※11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ※13 毒物及び劇物取締法

目次

第	1	概要
	1	概況
	2	全体の検挙状況
第	2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯
	1	利殖勧誘事犯3
	2	特定商取引等事犯7
	3	ヤミ金融事犯11
第	3	国民の健康や環境に対する事犯
	1	環境事犯
	2	保健衛生事犯
第	4	知的財産権侵害事犯20
第	5	その他の事犯24
第	6	犯行ツール対策26
第	7	統計資料
	1	検挙状況等
	(1)利殖勧誘事犯27
	(2)特定商取引等事犯27
	(3) ヤミ金融事犯28
	(4)環境事犯

(5) 保健衛生事犯30
(6) 知的財産権侵害事犯31
(7) その他の事犯33
(8) 犯行ツール対策34
2 相談状況の調査結果35

第1 概要

1 全体の概況 (図表1・2)

- 検挙事件数・検挙人員とも前年と比べて若干減少したが、過去 10 年間でみると おおむね横ばい
- 生活経済事犯にも情報通信技術の発達、国際化等の情勢が影響

2 分野毎の特徴点

(1) 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

ア 利殖勧誘事犯 (図表3~6・26・43~47)

- 検挙事件数37事件のうち、22事件(59.5%)が集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯であり、海外の都市開発事業やFX投資運用を行うファンドへの投資勧誘など、国際金融取引を悪用した事犯も見られる。
- 相談当事者は20歳代から65歳以上まで、大きく偏りなく分布

イ 特定商取引等事犯 (図表 7~10・27・48~52)

- 検挙事件数111事件のうち、94事件(84.7%)が訪問販売に関連した事犯(住宅リフォームに係る工事請負契約など)
- 65 歳以上からの相談が38.7%を占めるほか、類型別にみると、連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯に係る相談では20歳代の割合が他の年代に比較して多い。

ウ ヤミ金融事犯 (図表11~15・28)

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は60事件と、ヤミ金融事犯に関する相談受理件数と同様、減少傾向が継続
- インターネットを含む非対面の手口に関する相談が83.5%

(2) 国民の健康や環境に対する事犯 (図表16~19・29~32)

- 動物虐待事犯の検挙事件数は166事件で、大幅に増加した前年(170事件)とほぼ同数
- 薬事関係事犯の検挙事件数は42事件、医事関係事犯の検挙事件数は15事件、公 衆衛生関係事犯は152事件であり、保健衛生事犯全体で減少傾向

(3) 知的財産権侵害事犯(図表20~23、33~36)

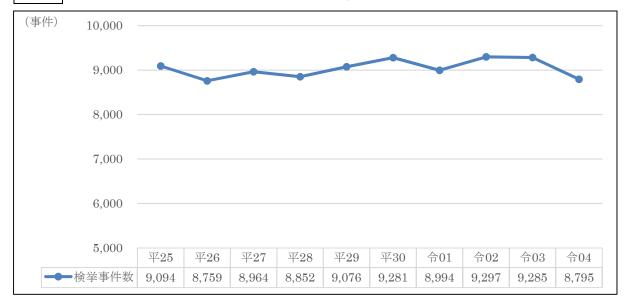
- 情報通信技術を悪用した転職・独立時の情報持出しなどの営業秘密侵害事犯の 検挙事件数は過去 10 年間で最も多い 29 事件
- 海賊版を含む著作権侵害事犯の検挙事件数130事件のうち、82.3% (107事件) がインターネット利用事犯

3 今後の取組

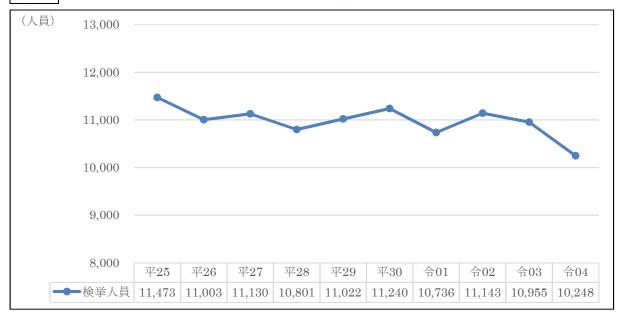
- (1) 財産・権利の侵害等に係る相談について、最新の情勢を踏まえつつ、迅速・的確 に捜査、犯罪収益対策等を実施
- (2) 関係機関・団体と引き続き適切に連携

2 全体の検挙状況

図表 1 過去 10 年間における生活経済事犯の検挙事件数の推移



図表2 過去10年間における生活経済事犯の検挙人員の推移

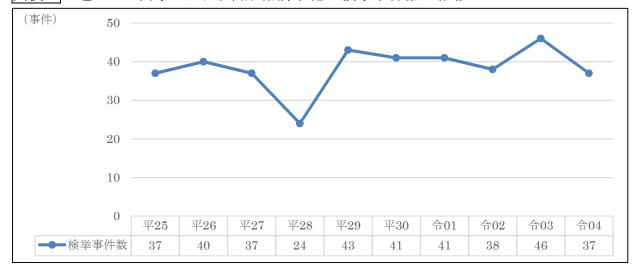


注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

- 1 利殖勧誘事犯
- (1) 検挙状況
 - ア 検挙状況の推移

図表3 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



イ 類型別検挙状況

図表4 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況(令和3年及び令和4年)

類型	検挙等	事件数	検挙	人員	検挙沿	去人数	被害	人員	被害	手額
//	令03	令04	令03	令04	令03	令04	令03	令04	令03	令04
未公開株	0	1	0	3	0	0	0	37	0円	2億1,600万円
公社債	О	0	0	0	0	0	0	О	0円	0円
集団投資スキーム (ファンド)	18	22	73	54	5	4	128, 393	2, 466	910億4,409万円	107億0,484万円
デリバティブ取引	13	7	22	34	0	0	813	16, 785	5億9,467万円	28億3, 398万円
上記以外の預り金	12	5	29	11	1	1	1, 392	376	156億7, 200万円	14億6,616万円
その他	3	2	20	4	2	0	1, 522	10, 885	37億0,779万円	4億8,951万円
合計	46	37	144	106	8	5	132, 120	30, 549	1,110億1,857万円	157億1,050万円

注1 未公開株に関連した事犯:未公開株を商材とした事犯

公社債に関連した事犯:公社債を商材とした事犯

集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯:出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯

デリバティブ取引に関連した事犯:商品先物取引、FX、暗号資産、バイナリーオプション、CO2排出権 に係る取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯

上記以外の預り金に関連した事犯:勧誘時に「元本保証」をうたったことにより、出資法第2条にいう預り金(業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為)に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム(ファンド)及びデリバティブ取引に該当しないもの。勧誘時に「元本保証」をうたってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合を含む。

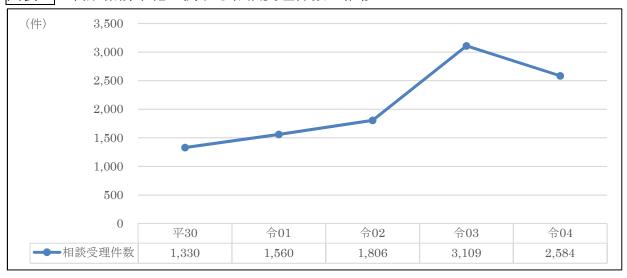
その他の事犯:上記以外の利殖勧誘事犯

- 2 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。
- 3 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2)相談受理状況

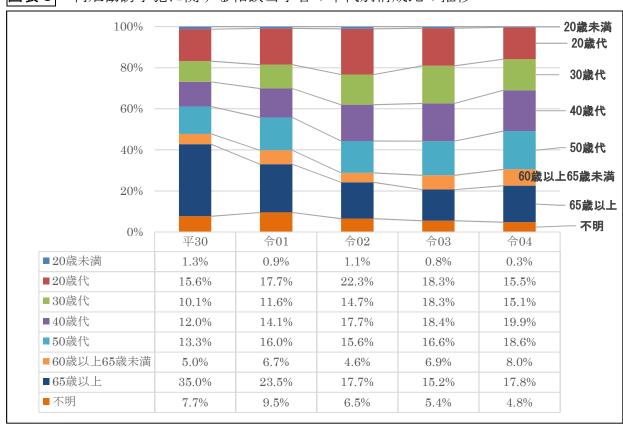
ア 相談受理件数の推移

図表5 利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移



イ 相談当事者の年代別構成比の推移

図表6 利殖勧誘事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

│ F X 投資助言業に伴う金融商品取引法違反等事件

元会社役員の男(42)らは、令和3年3月から令和4年3月までの間、FX取引の投資助言を行う有料の投資顧問契約の締結の勧誘が目的であることを隠匿して、副業に関する無料セミナーの開催に係るインターネット広告を掲示し、同セミナー申込者を公衆の出入りがない貸会議室等に誘引して同投資顧問契約の締結について勧誘し、契約者に虚偽の事業者名等を記載した書面を交付するとともに、同投資顧問契約に基づき、内閣総理大臣の登録を受けないで、SNSでFX取引の投資判断に関する助言を行い、全国の延べ約1万4,000人と約19億円の投資顧問契約を締結した。

令和4年9月までに、同男ら25人を金融商品取引法違反(無登録営業)及び特定 商取引法違反(目的隠匿誘引等)で検挙した(大阪)。

2 太陽光発電事業名下の出資法違反等事件

元会社役員の男(54)らは、太陽光パネルの商品代金名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成27年7月から令和2年12月までの間、太陽光発電の売電収益を配当する仕組みが存在しないにもかかわらず、「お客様が購入した太陽光パネルを使って太陽光発電を行い、電力会社への売電収入から年7.5のパーセントのリース料を支払う。」「3年目以降は、解約時にパネルを買い取るので、絶対に損はしない。」などとうそを言って、関西地方を中心に、約350人から約14億3,000万円をだまし取るなどした。

令和4年11月までに、同男ら6人を出資法違反(預り金の禁止)及び詐欺罪で検 挙した(京都)。

暗号資産や投資ファンドへの投資名下の金融商品取引法違反等事件

元会社役員の男(56)らは、暗号資産取引に係る運用事業やFX投資運用を行う個人ファンドへの投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成 30 年 1 月頃から同年8月頃までの間、受け取った金銭を同事業への投資金に充てるつもりがなく、配当金を交付できる見込みもないにもかかわらず、「上場前の暗号資産がある。上場 3 ヶ月後に約 10 倍になる。」「FX投資で大きな利益を上げているトレーダーがおり、お金を預ければ、毎月 10 パーセントの配当がもらえる。」などとうそを言って、30 都道府県の約 1,000 人から約 20 億円をだまし取るなどした。

令和4年10月までに、同男ら5人を金融商品取引法違反(無登録営業)及び詐欺 罪で検挙した(兵庫)。

4│食品販売を仮装した無限連鎖講防止法違反事件

会社役員の男(58)らは、食品販売を仮装して、無限連鎖講を運営しようと企て、入会金を支払って会員として登録させ、月額料金を支払わせるなどして、先順位の登録者が後順位の登録者の支払から毎月最大約160万円を受け取ることができる金銭配当組織を構築し、令和3年10月頃から令和4年5月頃までの間、全国各地でセミナーを開催して会員を増やし、全国の約1万1,000人を会員登録させて約3億円を集め、無限連鎖講を運営した。

令和5年1月までに、同男ら3人を無限連鎖講防止法違反(無限連鎖講の禁止)で検挙した(警視庁・福岡)。

株取引ファンドへの投資名下の出資法違反等事件

5

無職の男(39)らは、自らをトレーダーと称し、税理士らと共謀の上、平成24年4月頃から令和4年4月頃までの間、税理士事務所の顧客を含む出資者に対して、受け取った金銭を運用するつもりがなく、元本を確実に返済できる見込みもないにもかかわらず、「株取引で利益をあげ、月に2~5パーセントの配当を渡す。」「元本を保証する。」などとうそを言って、全国の約240人から約40億円をだまし取るなどした。

令和5年1月までに、同男ら6人を出資法違反(預り金の禁止)及び詐欺罪で検挙 した(広島)。

6 │海外事業投資名下の金融商品取引法違反事件

会社役員の男(57)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成29年12月頃から令和2年1月頃までの間、「海外の都市開発事業やガソリンスタンド事業等に出資すれば、事業から生じる収益の配当を受けることができる。」などと勧誘し、23都道府県の約160人と約2億1,000万円の出資契約を結び、無登録で第二種金融商品取引業を行った。

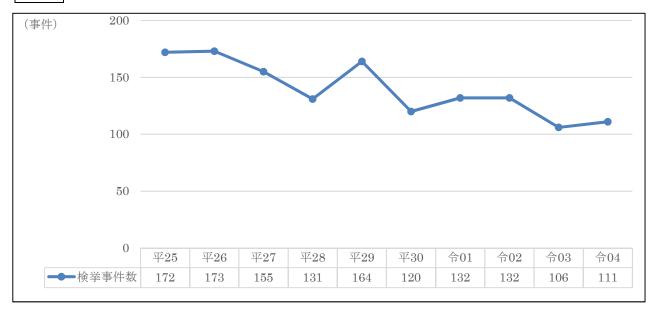
令和4年7月、同男ら6人を金融商品取引法違反(無登録営業)で検挙した(愛媛)。

2 特定商取引等事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

図表7 過去10年間における特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



イ 類型別検挙状況

図表8 特定商取引等事犯の類型別検挙状況(令和3年及び令和4年)

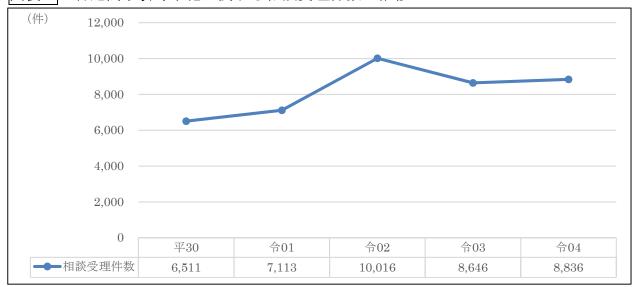
類型	検挙事	事件数	検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
//	令03	令04	令03	令04	令03	令04	令03	令04	令03	令04
訪問販売	91	94	156	190	20	24	43, 202	8, 277	47億4,706万円	29億8,671万円
通信販売	0	1	0	1	0	0	0	2	0円	133万円
電話勧誘販売	1	3	2	12	1	2	1, 408	12, 978	2億4,434万円	3億9,901万円
連鎖販売取引	5	3	9	29	1	0	3, 291	15,010	13億5,091万円	62億250万円
特定継続的役務提供	0	1	0	2	0	0	0	5	0円	282万円
業務提供誘引販売取引	0	1	0	1	0	0	0	2	0円	60万円
訪問購入	9	8	12	16	3	3	30	23, 916	44万円	6億4, 387万円
合計	106	111	179	251	25	29	47, 931	60, 190	63億4,275万円	102億3,685万円

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2)相談受理状況

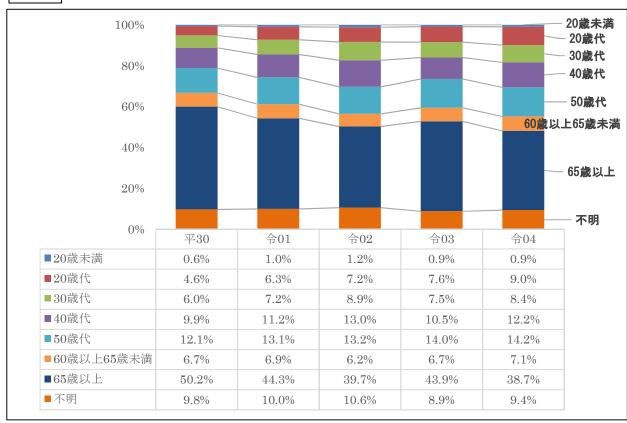
ア 相談受理件数の推移

図表 9 特定商取引等事犯に関する相談受理件数の推移



イ 相談当事者の年代別構成比の推移

図表 10 特定商取引等事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3)検挙事例

│芸能プロダクションによるオーディション商法に係る特定商取引法違反等事件

会社役員の男(57)らは、平成30年11月から令和4年7月までの間、演技等の指導を行う役務提供契約の締結に関する勧誘が目的であることを隠匿し、アルバイトの求人広告を見て映画のエキストラなどのアルバイトの採用面接を申し込んだ学生(19)らに対し、公衆が出入りしない事務所まで誘引した上、同役務提供契約の締結について勧誘するなどし、2府9県の約1,100人との間で約2億700万円の役務提供契約を締結した。

令和4年11月までに、同男ら2人及び1法人を特定商取引法違反(目的隠匿誘引等)及び職業安定法違反(虚偽広告)で検挙した(愛知)。

2 │住宅リフォーム工事等業者による災害保険を悪用した詐欺等事件

住宅リフォーム工事等業者の代表取締役の男(31)らは、令和元年7月から令和3年1月までの間、真実は、顧客が所有する一戸建て住宅に自然災害による破損が生じた事実はなかったのに、これがあるように装い、顧客との間で、保険申請により保険適用が認められた場合、保険適用金額全額を、同工事等業者による保険申請の必要書類の作成費用、申請代行業務及び被災箇所の修繕工事等の支払いに充当する旨の契約を締結した上、保険会社に対し、自然災害を原因とする保険金の支払請求をし、保険会社13社から約4億4,000万円をだまし取るなどした。

令和4年7月までに、同男ら7人及び1法人を詐欺罪及び特定商取引法違反(虚偽書面の交付)で検挙した(神奈川)。

3 │海産物販売業者による電話勧誘販売に係る特定商取引法違反事件

海産物販売業者の代表取締役の男(30)らは、令和3年1月から令和4年6月までの間、いわゆる名簿屋から購入した名簿を基に電話をかけ、「新型コロナウイルスの影響で休業をするので、高級店に卸すような一級品のサーモンなど、新鮮な海産物を用意する。」「半額くらいで提供する。」などと勧誘して海産物の売買契約を締結し、商品とともに虚偽の販売業者名等を記載した書面を郵送して交付するなどし、高齢者ら延べ約1万3,000人との間で約2億7,900万円の売買契約を締結した。令和4年12月までに、同男ら5人を特定商取引法違反(虚偽書面の交付等)で検挙した(北海道)。

4|連鎖販売業の取引契約締結の勧誘に係る特定商取引法違反等事件

会社役員の男(35)らは、令和3年6月から令和4年6月までの間、マッチングアプリやSNS等を利用して知り合った20歳代の若者を対象に、オンラインカジノサイトのアフィリエイト広告収入等をうたった商材に関する連鎖販売取引の契約締結を勧誘するに際し、報酬を得るためには、自らがオンラインカジノサイトで一定額の遊戯をする必要があるのに故意にこれを告げず、またクーリング・オフの適用に関して不実のことを告げるなどし、19都道府県の延べ約1万5,000人との間で約62億円の役務提供契約を締結した。

令和4年12月までに、同男ら27人を特定商取引法違反(事実の不告知等)等で 検挙した(大阪・福岡)。

5 組織的な貴金属類の押し買いによる特定商取引法違反事件

訪問購入業者の男(32)らは、平成29年11月頃から令和4年5月頃までの間、主に高齢者宅を狙って訪問するなどし、貴金属等の売買契約の締結について勧誘するに際し、真実は、会社等への問合せ等による査定をした事実がなく、かつ、貴金属を売却しなかった顧客がいたのに、「査定には15分から20分くらいはかかる。」「おもちゃのアクセサリーみたいなものもないのか。」「近所を1件1件回っていて、どこのおうちも1個は必ず出してもらっている。」などと不実のことを告げるなどし、20都府県の延べ約6,700人との間で約4億4,500万円の売買契約を締結した。

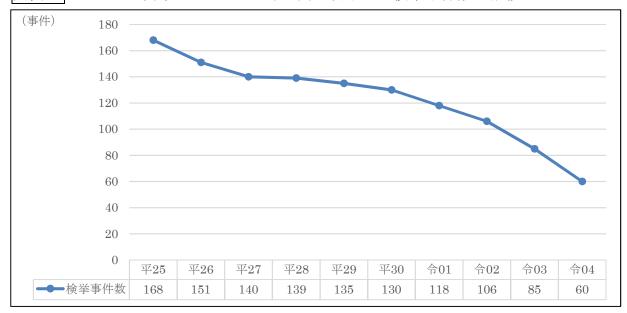
令和4年8月までに、同男ら4人及び1法人を特定商取引法違反(不実の告知等)で検挙した(京都)。

3 ヤミ金融事犯

(1) 検挙状況

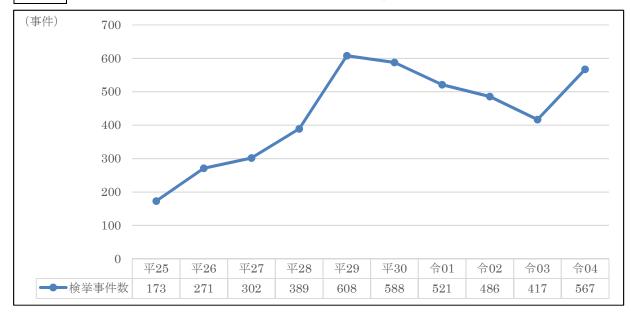
ア 無登録・高金利事犯

図表 11 過去 10 年間における無登録・高金利事犯の検挙事件数の推移



イ ヤミ金融関連事犯

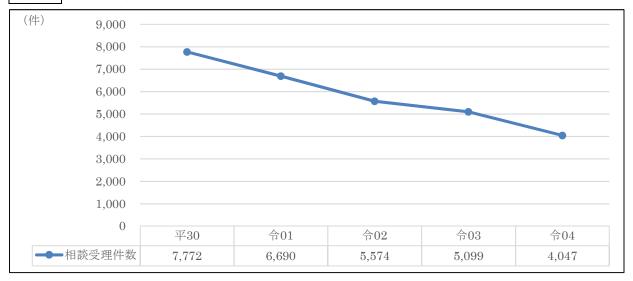
図表 12 過去 10 年間におけるヤミ金融関連事犯の検挙事件数の推移



(2)相談受理状況

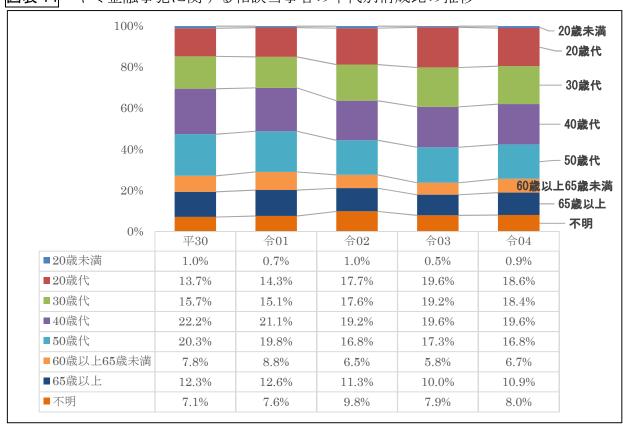
ア 相談受理件数の推移

図表 13 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の推移



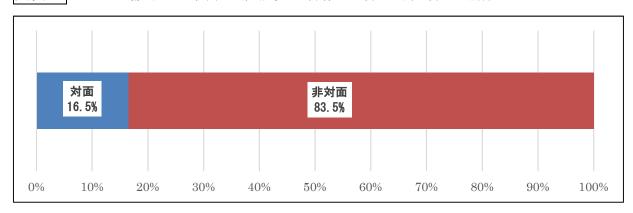
イ 相談当事者の年代別構成比の推移

図表 14 ヤミ金融事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



ウ 対面・非対面の構成比

図表 15 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の対面・非対面の構成比



(3) 検挙事例

SMSで勧誘を行った貸金業法違反等事件

無登録で貸金業を営む男(47)らは、令和元年12月頃から令和4年1月頃までの間、SMSで融資の勧誘をし、融資を申し込んできた全国の顧客約1,100人に対し、 法定利息の約30倍から約97倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する他人名 義の口座に振込送金させ、元利金合計約2億6,000万円を受領した。

令和4年3月までに、同男ら4人を貸金業法違反(無登録営業)等で検挙した(岩手)。

2 │ クレジットカード利用による商品売買を仮装した出資法違反事件

会社役員の男(41)らは、クレジットカード現金化サイト等を運営し、平成30年3月頃から令和3年12月頃までの間、融資を申し込んできた全国の顧客約5,900人に対し、クレジットカード決済による商品の売買を仮装し、実在しない商品をクレジットカード決済させた上で、その商品の買取代金名目で顧客に実質的に金銭の貸し付けを行い、クレジットカードの決済金額と顧客に貸し付けた金額との差額約9億5,000万円を利息相当分の利益として受領した。

令和4年6月、同男ら7人及び1法人を出資法違反(高金利の受領等)で検挙した(警視庁)。

3 │給与ファクタリング・商品代金後払いを仮装した貸金業法違反等事件

無登録で貸金業を営む男(36)らは、令和2年5月頃から令和3年8月頃までの間、インターネット広告を利用し、融資を申し込んできた全国の顧客約6,800人に対し、顧客の給与債権の売買契約をする給与ファクタリングと称する手法、又はインターネット上で購入代金の後払いによる商品販売を仮装して購入した商品の宣伝広告を行った報酬として金銭を貸し付ける手法により、法定利息の約57倍から約139倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが稼働する事務所に現金書留で郵送させる方法により、元利金合計約2億8,000万円を受領した。

令和4年7月までに、同男ら5人を貸金業法違反(無登録営業)等で検挙した(埼玉)。

4 │商品代金後払いを仮装した出資法違反等事件

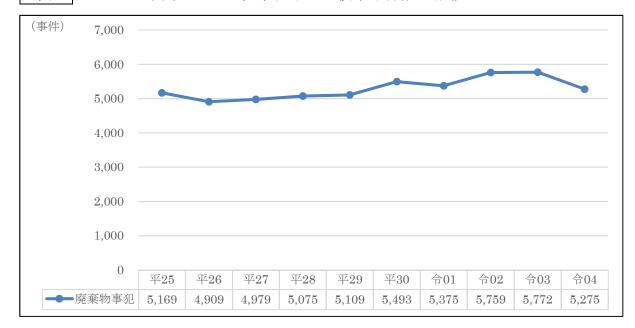
飲食店経営の男(45)らは、令和2年9月頃から令和3年11月頃までの間、融資を申し込んできた全国の顧客約7,400人に対し、インターネット上における情報商材の販売等を仮装し販売した商材の宣伝広告協力報酬の支払い名目として顧客に金銭を貸し付けて商材代金を後払いさせる手法により、法定利息の約34倍から約139倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約8億円を受領した。

令和4年10月までに、同男ら13人を出資法違反(高金利の受領等)等で検挙した (警視庁・広島)。

第3 国民の健康や環境に対する事犯

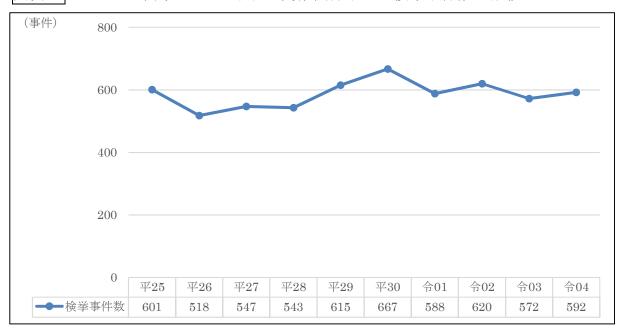
- 1 環境事犯
- (1) 検挙状況
 - ア 廃棄物事犯

図表 16 過去 10 年間における廃棄物事犯の検挙事件数の推移

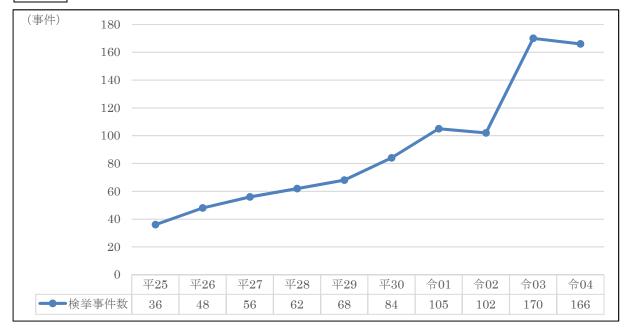


イ 動物・鳥獣関係事犯

図表 17 過去 10 年間における動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の推移



図表 18 過去 10 年間における動物虐待事犯(注)の検挙事件数の推移



注 犬、猫を殺傷するなどの動物愛護管理法第44条違反に係る事犯

(2) 検挙事例

│無許可で不用品回収を行った廃棄物処理法違反事件

会社役員の男(37)らは、令和2年10月から令和3年9月までの間、30回にわたり、一般廃棄物の収集業の許可を受けないで冷蔵庫等を代金合計約1,400万円で収集するなどした。

令和4年2月までに、同男ら8人及び1法人を廃棄物処理法違反(無許可収集運搬業)等で検挙した(愛知)。

2 │廃油の不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件

会社役員の男(62)は、令和3年11月頃、2回にわたり、自社製作所内の排水口に 廃棄物である廃油約660リットルを投棄した。

令和4年9月までに、同男及び1法人を廃棄物処理法違反(不法投棄)で検挙した (埼玉)。

犬の大量遺棄に係る動物愛護管理法違反事件

派遣社員の男(49)らは、令和4年7月、4回にわたり、空き地等に犬27匹を遺棄した。

同年 10 月までに、同男ら 2 人を動物愛護管理法違反(愛護動物の遺棄)で検挙した(福岡)。

4 | リサイクル業者らによる廃電子基板等の不正輸出に係る関税法違反事件

会社役員の男(46)らは、令和4年2月、廃電子基板等の混合物約9万2,400キログラムを虚偽申告により不正に輸出しようとした。

同年11月までに、同男ら6人及び3法人を関税法違反(虚偽申告輸出未遂)で検 挙した(大阪)。

│ フロン類が充填された業務用エアコンの不適正な引取り等に係るフロン排出抑制 5 │ │ 法違反事件

会社役員の男(56)らは、法定の除外事由がないのに、令和4年3月、自社敷地内において、別の業者から、引取証明書等でフロン類が充填されていないことの確認をせずに、業務用エアコン5台を引き取るなどした。

同年 11 月、同男ら8人及び2法人をフロン排出抑制法違反(引取り等の制限等)で検挙した(警視庁)。

6 特別保護地区内の木竹等の損傷に係る自然公園法違反事件

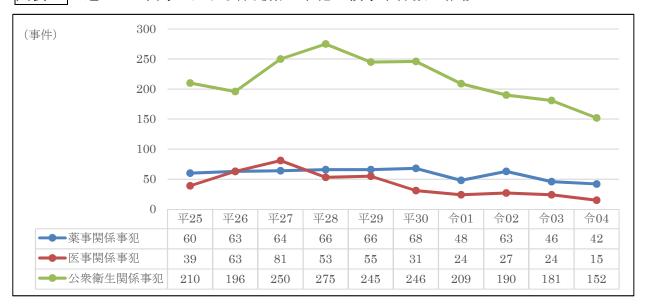
宿泊施設従業員の男(28)らは、法定の除外事由がないのに、令和3年9月頃、2 回にわたり、特別保護地区である国立公園内において、木竹等を損傷した。

令和4年4月、同男ら2人を自然公園法違反(木竹等の損傷)で検挙した(警視庁)。

2 保健衛生事犯

(1) 検挙状況

図表 19 過去 10 年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

│医薬品のシブトラミンを含有するゼリーを販売した医薬品医療機器等法違反事件

飲食店従業員の女(31)は、法定の除外事由がないのに、令和4年7月、厚生労働大臣から製造販売についての承認を受けていない医薬品であるシブトラミンを含有するゼリー合計30本を発送して販売した。

同年 10 月、同女を医薬品医療機器等法違反(無承認医薬品の販売の禁止等)で検 挙した(愛知)。

2 │睡眠導入剤のトリアゾラム原薬を模造・販売した医薬品医療機器等法違反事件

会社役員の男(51)らは、令和元年7月頃、会社事務所から、販売先会社の薬品工場宛てに、正規の製造会社が製造した医薬品であるかのように装って模造した医薬品38点を発送し、同社に約5,300万円で販売した。

令和4年2月、同男ら3人及び1法人を医薬品医療機器等法違反(模造に係る医薬品の販売)で検挙した(警視庁)。

│無免許で患者に問診・診断・薬剤の処方等を行った医師法違反等事件

院長を務める医師の男(62)は、鍼灸師の男(57)と共謀の上、令和2年9月から令和3年12月までの間、無免許の同鍼灸師が、患者16名に対し、問診、診療用エックス線装置を用いた放射線の照射、画像診断、薬剤の処方の医行為を行い、保険者から診療報酬をだまし取るなどした。

令和4年10月、同男ら2人を医師法違反(無免許医業)、診療放射線技師法違反 及び詐欺罪で検挙した(警視庁)。

4 │無免許で犬にマイクロチップを装着した獣医師法違反等事件

第一種動物取扱業を営むブリーダーの男(51)は、獣医師でないのに、令和3年11 月頃から同年12月までの間、輸出販売する飼育動物(犬)7頭に対し、注射器を使 用して動物用管理医療機器である標識用器具をそれぞれの体内に装着する診療行為 をした。

令和4年8月までに、同男ら2人を獣医師法違反(飼育動物診療業務の制限)等で 検挙した(大阪)。

5 国際スピード郵便で鶏・豚肉ソーセージ等を輸入した家畜伝染病予防法違反事件

会社役員の女(43)らは、法定の除外事由がないのに、令和3年5月から同年6月までの間、関西国際空港等において、鶏・豚肉ソーセージ等合計約395.5キログラム在中の国際スピード郵便物を、中華人民共和国発の航空機から搬出させ、輸入禁止品を本邦に輸入した。

令和4年3月までに、同女ら3人及び1法人を家畜伝染病予防法違反(輸入禁止)で検挙した(大阪)。

6 | 公共下水道にシアン化合物等の下水を流した下水道法違反事件

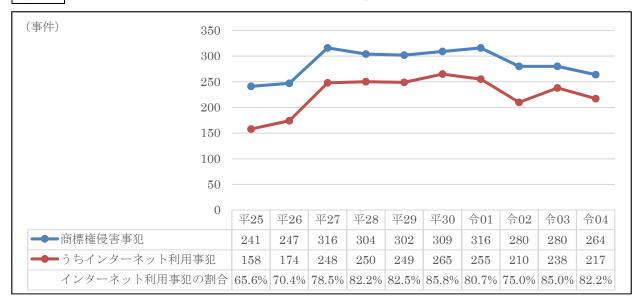
メッキ加工等の事業を営む会社役員の男(48)らは、法定の除外事由がないのに、令和3年10月、2回にわたり、工場から、その水質が下水道の排出口において政令で定めるシアン化合物及び六価クロム化合物の排水基準を超えるこれら化合物を含む下水を流した。

令和4年3月までに、同男ら2人及び1法人を下水道法違反(排水基準違反等) で検挙した(警視庁)。

第4 知的財産権侵害事犯

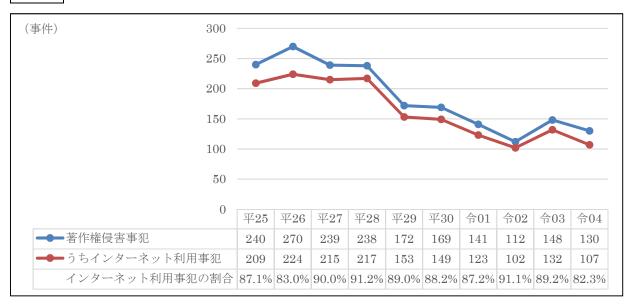
1 商標権侵害事犯

図表 20 過去 10 年間における商標権侵害事犯の検挙事件数の推移



2 著作権侵害事犯

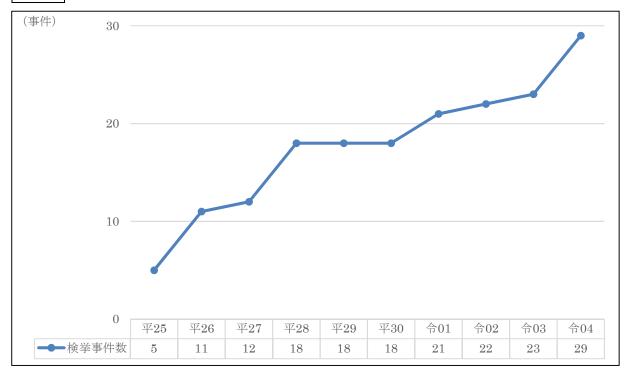
図表 21 過去 10 年間における著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



3 営業秘密侵害事犯

(1) 検挙状況

図表 22 過去 10 年における営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) 相談受理状況

図表 23 過去 10 年における営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移



4 検挙事例

1 │漫画ネタバレサイト元運営者らによる著作権法違反事件

無職の男(36)らは、令和2年1月頃から同年2月頃までの間、4回にわたり、パーソナルコンピューター等を使用して美術の著作物である漫画を、登場人物の名前、動作、情景、場面展開等を文字で説明するなどして翻案した上、インターネット利用する不特定多数の者に自動的に公衆送信し得る状態にしたもの。

令和4年6月、同男ら2人を著作権法違反(公衆送信権・翻案権)で検挙した(警視庁)。

2 アニメーション作品のリーチサイトに係る著作権法違反等事件

無職の男(57)は、令和3年1月頃から令和4年5月までの間、パーソナルコンピューターを使用し、被疑者不詳が著作権者の許諾を受けないで映画の著作物である動画データを公衆送信しているウェブサイトへ殊更に誘導して、不特定多数の者が利用できるリーチサイトを運営し、広告をクリックするなどして発生した広告報酬を預金口座に振込入金させ受領した。

令和4年10月、同男を著作権法違反(リーチサイト運営)及び組織的犯罪処罰法 違反(犯罪収益の仮装)で検挙した。(北海道)。

3 大手メーカーのトナーカートリッジの偽造・販売に係る商標法違反等事件

会社役員の男(74)らは、真正品のトナーカートリッジの販売代金名目で現金をだまし取ろうと考え、令和3年7月から同年9月までの間、インターネットショッピングサイト上にトナーカートリッジが真正品であるかのように装い掲示し、真正品を入手できるものと誤信した購入者に代金を振込入金させ、人を欺いて財物を交付させるとともに、偽造品のトナーカートリッジを販売した。

令和4年3月までに、同男ら8人及び1法人を商標法違反(使用)及び詐欺罪で検 挙した(千葉)。

4 │有名アクセサリーブランドの偽ブランド品販売に係る商標法違反等事件

自営業を営む男(41)らは、ブランド品の売却代金名目で古物買取店から現金をだまし取ろうと考え、共謀の上、令和2年9月から令和3年10月までの間、偽ブランド品のアクセサリーが真正品であるかのように装って買取りを申し込み、現金の交付を受けた。

令和4年4月までに、同男ら2人を商標法違反(使用)及び詐欺罪で検挙した(新 潟)。

5 | 税理士らによる営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反等事件

税理士の男(39歳)らは、令和2年6月頃、不正の利益を得る目的で、勤務先の税理士法人における営業秘密の管理に係る任務に背いて、勤務先のパーソナルコンピューターを操作して同法人のサーバーコンピューターにアクセスし、営業秘密である顧客の財務情報等のファイルデータを電磁的記録媒体に記録させて営業秘密を領得するとともに、個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した。

令和4年1月、同男ら2人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)及びマイナンバー法違反(個人番号の取得)で検挙した(京都)。

大手回転寿司チェーン店経営会社元役員らによる営業秘密の領得等に係る不正競争防止法違反等事件

大手回転寿司チェーン店経営会社役員の男(46)らは、令和2年9月頃から同年12月頃までの間、不正の利益を得る目的で、勤務先の営業秘密の管理に係る任務に背いて、勤務先から貸与を受けていたパーソナルコンピューターを操作し、営業秘密である原価関連情報のデータファイルをファイル転送サービスにアップロードさせて営業秘密を領得するとともに、取得した営業秘密を使用等した。

令和4年11月までに、同男ら4人及び1法人を不正競争防止法違反(営業秘密の 領得等)で検挙した(警視庁)。

7 わかめの産地等偽装表示に係る不正競争防止法違反等事件

水産物の加工・販売会社の役員の男(80)らは、不正の目的をもって、令和3年11月頃、外国産のわかめが原材料として使用されている塩蔵わかめの原材料名欄に「わかめ(鳴門産)」などと表示して、国産のわかめが原材料として使用された塩蔵わかめと誤認させるような虚偽の表示がされた食品を販売譲渡した。

令和4年3月までに、同男ら10人及び1法人を不正競争防止法違反(誤認惹起) 及び食品表示法違反(原産地表示基準違反)で検挙した(静岡)。

8 │あさりの産地等偽装表示に係る不正競争防止法違反等事件

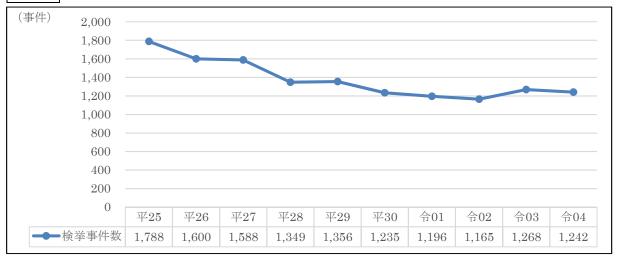
水産物販売会社の役員の男(52)は、不正の目的をもって、令和3年9月頃、韓国産あさりを販売するに当たり、商品の品名欄に「アサリ熊本」などと記載して、販売するあさりの原産地が「熊本県産」と誤認させるような虚偽の表示がされた食品を販売譲渡した。

令和4年11月、同男及び1法人を不正競争防止法違反(誤認惹起)及び食品表示 法違反(原産地表示基準違反)で検挙した(山口)。

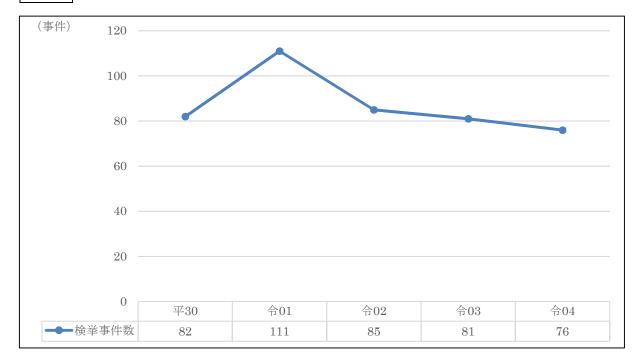
第5 その他の事犯

1 検挙状況

図表 24 過去 10 年間におけるその他の事犯の検挙事件数の推移



図表 25 無人航空機に係る航空法違反の検挙事件数の推移



2 検挙事例

1 │うにの密漁に係る漁業法違反等事件

会社員の男(40)らは、法定の除外事由がないのに、令和4年6月、漁場区域内に おいて、うに59個を採捕し漁業権を侵害するなどした。

令和4年8月、同男ら3人を漁業法違反(漁業権の侵害)等で検挙した(岩手)。

┃りんご・ももの輸出検査で不正行為をした植物防疫法違反事件

食料品の輸出入及び販売会社の役員の男(57)らは、令和3年1月から同年9月までの間、植物防疫所において、輸出国の検査証明を必要としているりんご・ももにつき、内容虚偽の報告書を提出し、植物防疫官から検査を受けるに当たって不正行為をした。

令和4年7月までに、同男ら5人及び2法人を植物防疫法違反(輸出植物の検査)で検挙した(大阪)。

アルコールの影響下で無人航空機を飛行させる等した航空法違反事件

飲食店従業員の男(47)は、令和4年5月、国土交通大臣の承認を受けないで、夜間に、無人航空機を遠隔操作により飛行させるとともに、同年6月、アルコールの影響により無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあるのに、公共の場所の上空において、無人航空機を遠隔操作により飛行させた。

同年 10 月、同男を航空法違反(飛行の方法(夜間飛行の禁止・飲酒時等の飛行の禁止))で検挙した(新潟)。

第6 犯行ツール対策

1 預貯金口座

令和4年中、生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供を9,665件実施 した(情報提供した口座数は6,878件)。

2 携帯電話

令和4年中、生活経済部門が実施した対策は、以下のとおり。

- 携帯音声通信事業者に対し、1,145件の契約者確認の求めを実施した。 そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは 1,139件 (99.5%)。
- レンタル携帯電話事業者に対し、744件の解約要請を実施した。 そのうち、ヤミ金融事犯に基づくものは743件(99.9%)。
- 捜査の過程で貸与時の本人確認義務違反等が認められたレンタル携帯電話等について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者へ100件の情報提供を実施した。

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯

図表 26 最近 5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	平30	令01	令02	令03	令04
検挙事件数	41	41	38	46	37
検挙人員	123	176	130	144	106
検挙法人数	9	5	3	8	5
被害人員	5, 695	84, 150	59, 514	132, 120	30, 549
被害額(千円)	32, 955, 080	103, 791, 340	448, 868, 020	111, 018, 570	15, 710, 500

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(2) 特定商取引等事犯

図表 27 最近 5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	平30	令01	令02	令03	令04
検挙事件数	120	132	132	106	111
検挙人員	227	230	204	179	251
検挙法人数	24	20	24	25	29
被害人員	62, 734	37, 849	15, 447	47, 931	60, 190
被害額 (千円)	4, 538, 680	2, 703, 500	21, 912, 140	6, 342, 750	10, 236, 850

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(3) ヤミ金融事犯

図表 28 最近 5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

		平30	令01	令02	令03	令04
検挙:	事件数	718	639	592	502	627
	無登録・高金利事犯	130	118	106	85	60
	ヤミ金融関連事犯	588	521	486	417	567
検挙	人員	814	724	701	598	708
	無登録・高金利事犯	207	191	197	167	128
	ヤミ金融関連事犯	607	533	504	431	580
検挙	去人数	3	2	5	8	3
	無登録・高金利事犯	2	1	5	8	1
	ヤミ金融関連事犯	1	1	0	0	2
被害	人員	14, 469	10, 529	17, 417	117, 689	35, 298
	無登録・高金利事犯	14, 233	10, 343	17, 279	117, 566	35, 139
	ヤミ金融関連事犯	236	186	138	123	159
被害物	額(千円)	3, 591, 600	6, 714, 640	4, 343, 270	9, 403, 400	5, 547, 240
	無登録・高金利事犯	3, 519, 720	6, 710, 680	4, 341, 690	9, 402, 900	5, 543, 010
	ヤミ金融関連事犯	71, 880	3, 960	1, 580	500	4, 220

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

(4)環境事犯

図表 29 最近 5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	平30	令01	令02	令03	令04
検	廃棄物事犯	5, 493	5, 375	5, 759	5, 772	5, 275
挙事	うち産業廃棄物事犯	747	706	801	760	678
件	廃棄物事犯以外の環境事犯	815	814	890	855	836
数	合計	6, 308	6, 189	6, 649	6, 627	6, 111
検	廃棄物事犯	6, 361	6, 165	6, 683	6, 660	6, 007
挙	うち産業廃棄物事犯	1, 087	1, 025	1, 177	1, 107	914
人	廃棄物事犯以外の環境事犯	966	941	1, 088	988	938
員	合計	7, 327	7, 106	7, 771	7, 648	6, 945
検	廃棄物事犯	329	356	403	348	329
挙 法	うち産業廃棄物事犯	248	259	292	272	252
人	廃棄物事犯以外の環境事犯	34	44	29	17	20
数	合計	363	400	432	365	349

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、 動物愛護管理法違反、鳥獣保護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

図表30 環境事犯の類型別検挙状況(令和3年及び令和4年)

類型		検挙事件数		検挙	人員	検挙法人数		
		令03	令04	令03	令04	令03	令04	
	廃棄物事犯	5, 772	5, 275	6, 660	6, 007	348	329	
	うち産業廃棄物事犯	760	678	1, 107	914	272	252	
	動物・鳥獣関係事犯	572	592	650	629	8	6	
	うち鳥獣保護関係事犯	218	201	263	211	5	0	
	うち動物虐待事犯	170	166	199	187	2	3	
	その他	283	244	338	309	9	14	
	合計	6, 627	6, 111	7, 648	6, 945	365	349	

注1 令和3年の「鳥獣保護関係事犯」には鳥獣保護管理法違反(179事件)及び種の保存法違反(31事件)、希少動植物に係る関税法・外為法違反(2事件)等を計上している。また、令和4年の「鳥獣保護関係事犯」には鳥獣保護管理法違反(197事件)及び種の保存法違反(2事件)、希少動植物に係る関税法違反(2件)を計上している。

² 令和3年の「その他」には、森林法違反 (87事件)、土砂・残土関係条例違反 (6事件)等を計上している。 また、令和4年の「その他」には、森林法違反 (85事件)、土砂・残土関係条例違反 (15事件)等を計上している。

(5) 保健衛生事犯

図表 31 最近 5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	平30	令01	令02	令03	令04
検挙事件数	345	281	280	251	209
検挙人員	448	400	348	315	257
検挙法人数	30	23	26	23	17

図表32 保健衛生事犯の類型別検挙状況(令和3年及び令和4年)

類型	検挙事件数		検挙	人員	検挙法人数	
X	令03	令04	令03	令04	令03	令04
薬事関係事犯	46	42	73	62	21	9
医事関係事犯	24	15	47	28	О	1
公衆衛生関係事犯	181	152	195	167	2	7
うち食品衛生関係事犯	8	8	16	13	О	2
その他	173	144	179	154	2	5
合計	251	209	315	257	23	17

注 令和3年の「その他」には、狂犬病予防法違反 (160事件)、美容師法違反 (3事件)等を計上している。 また、令和4年の「その他」には、狂犬病予防法違反 (135事件)、美容師法違反 (1事件)等を計上している。

(6) 知的財産権侵害事犯

ア 知的財産権侵害事犯全体

図表 33 最近 5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	平30	令01	令02	令03	令04
検挙事件数	514	516	441	485	458
検挙人員	626	605	523	547	520
検挙法人数	28	52	35	40	25

図表34 知的財産権侵害事犯の検挙状況(令和3年及び令和4年)

	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令03	令04	令03	令04	令03	令04
商標権侵害事犯(偽ブランド事犯等)	280	264	304	289	19	10
うちインターネット利用	238	217	258	238	4	5
うちインターネット・オークション利用	76	40	74	42	0	0
著作権侵害事犯 (海賊版事犯等)	148	130	149	141	7	6
うちインターネット利用	132	107	127	109	7	3
うちインターネット・オークション利用	29	23	26	19	0	0
その他	57	64	94	90	14	9
うちインターネット利用	27	27	26	30	1	1
うちインターネット・オークション利用	10	10	8	8	0	0
合計	485	458	547	520	40	25
うちインターネット利用	397	351	411	377	12	9
うちインターネット・オークション利用	115	73	108	69	0	0

- 注1 令和3年の「その他」には、不正競争防止法違反(47事件)、食品表示法違反(2事件)、特許法違反(1事件)、種苗法違反(3事件)、関税法違反(4事件)を計上している。また、令和4年の「その他」には、不正競争防止法違反(53事件)、食品表示法違反(1事件)、種苗法違反(6事件)、関税法違反(4事件)を計上している。
 - 2 令和3年の不正競争防止法違反事件(47事件)には、「営業秘密侵害事犯」(23事件)を含む。また、令和4年の不正競争防止法違反事件(53事件)には、「営業秘密侵害事犯」(29事件)を含む。

イ 商標権侵害事犯

図表35 最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域(単位:点)

		平30	令01	令02	令03	令04
	押収量	129, 248	114, 409	74, 010	83, 347	76, 570
	国内製造	5, 880	13, 949	3, 163	18, 256	1, 194
	韓国	8, 788	1,062	2, 527	789	5, 858
	中国	48, 812	72, 239	35, 501	60, 077	54, 076
	香港	3	2,028	9, 599	10	0
国外	台湾	86	0	567	7	142
	タイ	34	1,731	4, 019	9	4, 799
	フィリピン	840	54	74	0	532
	その他	1, 356	1, 449	6, 399	253	863
	不明	63, 449	21, 897	12, 161	3, 946	9, 106

ウ 営業秘密侵害事犯

図表 36 最近 5 年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

	平30	令01	令02	令03	令04
検挙事件数	18	21	22	23	29
検挙人員	23	27	38	49	45
検挙法人数	0	0	1	0	1

(7) その他の事犯

図表 37 最近 5年間におけるその他の事犯の検挙状況の推移

		平30	令01	令02	令03	令04
不動産事犯	検挙事件数	25	23	37	22	30
个勤生争犯	検挙人員	42	44	68	31	51
税法事犯	検挙事件数	23	18	12	18	11
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	検挙人員	144	64	30	36	12
密漁事犯	検挙事件数	277	245	275	248	196
省無事犯	検挙人員	450	331	376	366	290
通信関係事犯	検挙事件数	281	255	197	168	161
迪语 舆体争犯	検挙人員	282	282	211	178	162
その他	検挙事件数	629	655	644	812	844
-C 0万恒	検挙人員	757	774	781	913	946
 うち鉄道営業法違反	検挙事件数	234	194	253	239	152
プロ鉄道呂来伝達及	検挙人員	243	211	273	263	161
 うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	86	64	44	43	39
7 5 座 / 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四	検挙人員	107	75	66	47	41
るも転売光海戸	検挙事件数	83	113	86	85	79
うち航空法違反	検挙人員	85	117	93	91	81
合計	検挙事件数	1, 235	1, 196	1, 165	1, 268	1, 242
□п	検挙人員	1,675	1, 495	1, 466	1,524	1, 461

図表38 その他の事犯の類型別検挙状況(令和3年及び令和4年)

類型	検挙 事件数		検挙	人員	検挙法人数	
	令03	令04	令03	令04	令03	令04
不動産事犯	22	30	31	51	13	14
税法事犯	18	11	36	12	9	0
密漁事犯	248	196	366	290	1	0
通信関係事犯	168	161	178	162	3	4
その他	812	844	913	946	38	14
うち鉄道営業法違反	239	152	263	161	0	0
うち屋外広告物条例違反	43	39	47	41	4	3
うち航空法違反	85	79	91	81	5	1
合計	1, 268	1, 242	1,524	1, 461	64	32

- 注1 令和3年の「不動産事犯」には、建設業法違反(12事件)、宅地建物取引業法違反(4事件)等を計上している。また、令和4年の「不動産事犯」には、建設業法違反(6事件)、宅地建物取引業法違反(11事件)等を計上している。
 - 2 令和3年の「税法事犯」には、関税法違反(15事件)、地方税法違反(2事件)等を計上している。 また、令和4年の「税法事犯」には、関税法違反(8事件)等を計上している。
 - 3 令和3年の「密漁事犯」には、漁業法違反(156事件)、漁業調整規則違反(78事件)等を計上している。 また、令和4年の「密漁事犯」には、漁業法違反(150事件)、漁業調整規則違反(37事件)等を計上している。
 - 4 令和3年の「通信関係事犯」はいずれも電波法違反になる。また、令和4年の「通信関係事犯」はいずれも電波法違反になる。

(8) 犯行ツール対策

ア 預貯金口座

図表 39 金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	平	30	令	01	令	02	令	03	令	04
件数・口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	135	134	251	250	193	193	228	222	230	228
ヤミ金融事犯	15, 289	9,892	11, 390	8, 175	10, 203	6, 501	9,066	6, 110	9,009	6, 232
その他の事犯	500	487	240	239	245	244	287	286	426	418
合計	15, 924	10, 513	11,881	8,664	10,641	6, 938	9, 581	6,618	9,665	6,878

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯等に利用された口座が含まれる。

イ携帯電話

図表 40 契約者確認の求めを行った件数

	平30	令01	令02	令03	令04
契約者確認の求めを行った件数	2, 612	1, 955	1, 823	1, 616	1, 145
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	2, 556	1, 920	1, 770	1, 598	1, 139

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

図表 41 レンタル携帯電話の解約要請件数

	平30	令01	令02	令03	令04
解約要請件数	1, 099	1, 047	1, 279	1, 075	744
うちヤミ金融事犯に基づくもの	1,085	1, 039	1, 278	1,074	743

図表 42 レンタル携帯電話等の役務提供拒否に関する情報提供件数

	平30	令01	令02	令03	令04
情報提供件数	1, 234	707	227	467	100

2 相談状況の調査結果

(1) 利殖勧誘事犯

図表 43 年齢別·男女別相談件数

	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
20歳未満	5	4	0	9	0.3
うち18歳未満	1	0	0	1	0. 1
うち18歳	0	1	0	1	0. 1
うち19歳	4	3	0	7	0.3
20歳代	238	163	0	401	15. 5
30歳代	241	149	1	391	15. 1
40歳代	316	198	0	514	19. 9
50歳代	303	178	0	481	18.6
60歳以上65歳未満	132	74	0	206	8.0
65歳以上70歳未満	94	53	0	147	5. 7
70歳代	128	104	2	234	9. 1
80歳代	28	47	0	75	2. 9
90歳以上	0	3	0	3	0. 1
不明	67	45	11	123	4.8
合計	1, 552	1,018	14	2, 584	

図表 44 利殖勧誘事犯の相談のうち高齢者(65歳以上)の相談状況

	男性	女性	不明	合計
高齢者の相談件数	250	207	2	459
高齢者の割合(%)	16. 1	20.3	14. 3	17.8

図表 45 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合 (%)
3日未満	118	4. 6
3日以上1週間未満	112	4. 3
1週間以上1ヶ月未満	490	19. 0
1ヶ月以上3ヶ月未満	428	16. 6
3ヶ月以上6ヶ月未満	235	9. 1
6ヶ月以上	693	26. 8
不明	315	12. 2
金銭の支払いなし	189	7. 3

図表 46 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	841	60. 9
自力で解決しようと考えていた	261	18. 9
警察へ相談するのを躊躇していた	12	0. 9
どこに相談したらよいのかわからなかった	47	3. 4
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	117	8. 5
その他	102	7.4

図表 47 1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	779	56. 3
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	69	5. 0
悪質商法等に関する行政機関の広報(パンフレット・ポスター)を見て	3	0.2
他機関から警察への相談を勧められ(他機関からの引継ぎを含む。)	158	11. 4
家族、知人等周囲からの助言を受けて	161	11.6
金融機関窓口での助言を受けて	22	1.6
その他	192	13. 9

(2)特定商取引等事犯

図表 48 年齢別·男女別相談件数

	訓	問販売	į	ı I	信販売	Ē		話勧誘販売			鎖販売 取引	Ē		定継続 と務提供			务提供誘 反売取引		111	問購入				合計		
	男性	女性	不明	男性	女性	研	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	研	男性	女性	硼	男性	女性	不明	男性	女性	不明	1	割合(%)
20歳未満	5	3	0	22	26	0	1	5	0	1	6	0	0	3	0	2	7	0	2	0	0	33	50	0	83	0.9
うち18歳未満	1	1	0	5	7	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	7	12	0	19	0.2
うち18歳	2	1	0	8	11	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	14	13	0	27	0.3
うち19歳	2	1	0	9	8	0	0	3	0	0	5	0	0	2	0	0	6	0	1	0	0	12	25	0	37	0.4
20歳代	100	49	0	132	170	1	19	15	0	81	62	0	4	17	0	47	73	0	14	12	0	397	398	1	796	9.0
30歳代	145	59	0	163	193	0	32	29	0	17	4	0	1	7	0	14	19	0	34	26	0	406	337	0	743	8.4
40歳代	127	114	0	250	284	3	69	68	0	18	12	0	11	4	0	19	11	0	39	48	0	533	541	3	1,077	12.2
50歳代	158	180	0	266	238	1	104	62	0	15	16	0	5	6	0	14	24	0	66	103	0	628	629	1	1, 258	14.2
60歳以上65歳未満	112	92	0	112	90	0	60	35	1	2	3	0	1	2	0	3	7	0	39	65	0	329	294	1	624	7.1
65歳以上70歳未満	100	97	0	74	80	0	41	43	0	1	2	0	2	2	0	5	8	0	32	68	0	255	300	0	555	6.3
70歳代	227	301	0	122	132	0	104	125	0	5	2	0	7	6	0	5	4	0	65	224	0	535	794	0	1, 329	15.0
80歳代	164	388	0	59	92	0	60	109	0	2	3	0	6	7	0	3	8	0	72	348	0	366	955	0	1, 321	15.0
90歳以上	35	60	0	7	10	0	9	13	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	14	63	0	65	151	0	216	2.4
不明	131	120	16	104	126	16	61	61	2	6	9	3	4	3	0	8	5	2	50	98	9	364	422	48	834	9.4
合計	1, 304	1, 463	16	1,311	1,441	21	560	565	3	148	119	3	41	59	0	120	169	2	427	1,055	9	3, 911	4,871	54	8,836	

図表 49 特定商取引等事犯の相談のうち高齢者(65歳以上)の相談状況

		ij	問販売	•	通	信販売			話勧誘 販売		j	.鎖販売 取引	<u>;</u>		定継続に ・務提供			落提供誘 反売取引	引	訪	間購入			A I	計	
		男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計
山田	高齢者の相談件数	526	846	0	262	314	0	214	290	0	8	7	0	15	17	0	13	23	0	183	703	0	1, 221	2, 200	0	3, 421
네트	高齢者の割合(%		49.3			20.8			44.7			5.6			32.0			12.4			59.4		31.2	45. 2	0	38.7

図表 50 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合 (%)
3日未満	1,091	12. 4
3日以上1週間未満	573	6. 5
1週間以上1ヶ月未満	967	10. 9
1ヶ月以上3ヶ月未満	326	3. 7
3ヶ月以上6ヶ月未満	122	1.4
6ヶ月以上	224	2. 5
不明	428	4.8
金銭の支払いなし	5, 105	57.8

図表51 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	328	45. 1
自力で解決しようと考えていた	124	17. 1
警察へ相談するのを躊躇していた	17	2. 3
どこに相談したらよいのかわからなかった	60	8.3
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	85	11.7
その他	113	15. 5

図表52 1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	248	34. 4
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	72	10.0
悪質商法等に関する行政機関の広報(パンフレット・ポスター)を見て	4	0.6
他機関から警察への相談を勧められ(他機関からの引継ぎを含む。)	95	13. 2
家族、知人等周囲からの助言を受けて	142	19.7
金融機関窓口での助言を受けて	13	1.8
その他	146	20.3

(3) ヤミ金融事犯

図表 53 年齢別·男女別相談件数

			対面			非対面	
		男性	女性	不明	男性	女性	不明
	20歳未満	3	4	0	16	15	0
	うち18歳未満	0	1	0	3	4	0
	うち18歳	1	1	0	7	3	0
	うち19歳	2	2	0	6	8	0
	20歳代	62	24	0	473	181	12
	30歳代	63	31	0	489	150	12
	40歳代	69	36	0	477	201	12
	50歳代	79	51	0	356	184	10
6	0歳以上65歳未満	44	22	0	134	68	2
6	5歳以上70歳未満	27	18	0	93	36	3
	70歳代	40	33	0	77	60	2
	80歳代	8	8	0	17	17	1
	90歳以上	1	0	0	0	1	0
	不明	29	12	2	200	56	26
	合計	425	239	2	2, 332	969	80

		合計	-	
男性	女性	不明	計	割合(%)
19	19	0	38	0.9%
3	5	0	8	0. 2%
8	4	0	12	0.3%
8	10	0	18	0.4%
535	205	12	752	18.6%
552	181	12	745	18. 4%
546	237	12	795	19.6%
435	235	10	680	16.8%
178	90	2	270	6. 7%
120	54	3	177	4. 4%
117	93	2	212	5. 2%
25	25	1	51	1.3%
1	1	0	2	0.1%
229	68	28	325	8.0%
2, 757	1, 208	82	4,047	

図表 54 ヤミ金融事犯の相談のうち高齢者(65歳以上)の相談状況

		対面		-	非対面	
	男性	女性	不明	男性	女性	不明
高齢者の相談件数	76	59	0	187	114	6
高齢者の割合(%)		20.3%			9.1%	

合計									
男性	女性	不明	計						
263	173	6	442						
9. 5	14. 3	7. 3	10.9						

図表 55 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合 (%)
3日未満	203	5. 0
3日以上1週間未満	134	3. 3
1週間以上1ヶ月未満	499	12. 3
1ヶ月以上3ヶ月未満	391	9. 7
3ヶ月以上6ヶ月未満	251	6. 2
6ヶ月以上	602	14. 9
不明	1,071	26. 5
金銭の支払いなし	887	21. 9

図表 56 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	88	6.5
自力で解決しようと考えていた	770	57. 3
警察へ相談するのを躊躇していた	56	4. 2
どこに相談したらよいのかわからなかった	34	2.5
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	185	13.8
その他	211	15.7

図表 57 1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	734	50. 3
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	13	0.9
悪質商法等に関する行政機関の広報(パンフレット・ポスター)を見て	0	0
他機関から警察への相談を勧められ(他機関からの引継ぎを含む。)	189	13. 0
家族、知人等周囲からの助言を受けて	205	14. 1
金融機関窓口での助言を受けて	20	1.4
その他	298	20. 4